

世界記憶遺産候補・上野三碑を読む

こうげきさんび

熊倉浩靖

読み続けることの大切さ―古典としての上野三碑

二〇一五年九月二四日、ユネスコ国内委員会は、二〇一七年審査の世界記憶遺産 (Memory of the World) 候補として上野三碑 (山上碑、多胡碑、金井沢碑) を選考した。サブテーマは「古代東アジア文化を受け容れた上野国の人々が文字を刻み、一三〇〇年の間大切に伝承してきた日本最古の石碑群」。登録推進運動に当初から関わり本学授業でも今年度から「上野三碑を読む」を開講した一人として、率直に嬉しい。「上野の読みは登録申請書に従った」

しかし、多くの人々がまだ上野三碑を知らない。とくに、一三〇〇年も前のものだけに「読めない」と思い込んでいる。

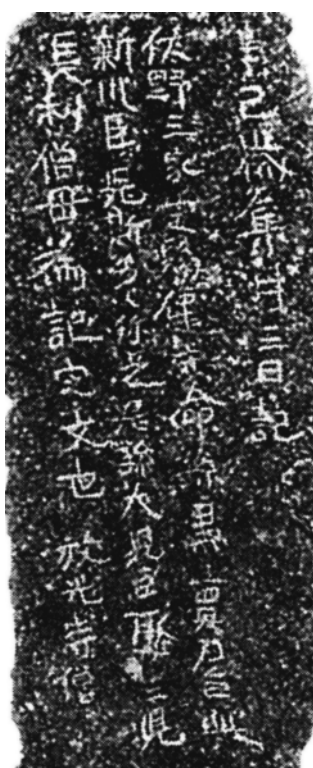
「今でも読める」、それも専門家や一部の人々だけでなく、「中学生以上の日本人か日本語を学習されている人なら、世界中の誰もが読める」ことを普及していくことが強く求められている。ペーターペン交響曲第九番の自筆譜面とアンネの日記が世界記憶遺産なのは、前者は上演されて歌い続けられることで、後者は各国の言葉に訳されて読み続けられることで、人類共通の価値・財産となっているからである。

「知名度が低い」ことを指摘する声があるが、重要なのは史跡・文化財としての知名度を上げることではない。皆が読める・読み続けられるという認知度を上げていくことである。そうした思いで始めた今年度授業を通じた成果を示して、世界記憶遺産にふさわしい認知度向上に資したい。本稿の目的はそこにある。

中学生以上なら文字が拾える上野三碑

左に三碑それぞれの拓本と採字を示した。比較的採字しやすいことが理解されよう。選考理由の一つである保存の良さが証明される。あわせて、上野三碑を古典教材として扱えるかどうかの一步として、採字の教育漢字に占める状態を調べてみた。文字の右側に付した数字は小学校配当学年、「中」は中学校配当漢字を示す。網掛け文字は異体字等で、太枠で囲んだ文字が教育漢字外の漢字である。

山上碑 (六八一年・高崎市山名町山神谷)



山上碑は、第一行八字、第二行一五字、第三行一七字、第四行一三字、計五三字からなる。磨滅や異体字のため、第一行の第一字と第三字、第二行の第一字と第六・七字、第一五字、第三行の第五字から第一〇字までと第一五・一六字は拾いにくい。

長	2	新	2	佐	中	辛	中
利	4	川	1	野	2	己	巳
僧	中	臣	4	三	1	歳	4
母	2	兒	4	家	2	集	3
為	中	斯	4	定	3	月	1
記	2	多	4	賜	中	三	1
定	3	く	4	健	4	日	1
文	4	弥	足	守	3	記	2
也		足	1	命	3		
		尼	中	孫	4		
放	3	孫	4	黒	2		
光	2	大	1	賣	売2		
寺	2	兒	4	刀	2		
僧	中	臣	4	自	2		
		娶		此			
		生	1				
		兒	4				

第一行第一字は「辛」の異体字で、北魏の胡明相墓誌(五二七年)、新羅の南山新城碑(五九一年)、法隆寺の釈迦三尊像(六二三年)に同じ字体が見られ、系譜が辿れる。第三字は「歳」の異体字である。第二行第一字はイに「犬」か「太」と見えるが、類似の字体が難波宮跡出土の万葉仮名表記の歌木簡「皮留久佐乃皮斯米之刀斯」に見られ「佐」と拾える。第六字は文意から「賜」、第七字は「健」である。第三行の第五字から第一〇字までは見にくいのが、「斯多く弥足尼」と拾われており、「足尼」は埼玉稻荷山古墳出土鉄剣(四七一年)に類似の字体で登場している。「く」は繰り返し返しの符号、踊り字で漢字の外とされているが、三千年ほど前から使われている。上野三碑の概説書の多くは同じ役割の「々」を採用しているが、字体そのものに則せば、「く」の方がふさわしい。第一五字は「娶」。第一六字は「三」に見えるが、碑面を丁寧に見ていくと縦棒が確認される。「生」でよいだろう。「己」は、本来は「巳」、「賣」は「売」の旧字体、「く」は踊り字なので該当学年から外したが(網掛け)、五三文字中、一・二年生で習う字が二〇字(一八字種)、三・四年生一八字(一三字種)、五・六年生なし、中学生八字(七字種)、教育漢字外四字(外した三字を入れれば七字種)となり、一・二年生で習う漢字が約四割、五年生になれば約七割の文字が拾える。ただ、山上碑の肝とも言うべき「此」と「娶」が教育漢字外なので、学校教育現場では工夫が必要かもしれない。

多胡碑(七二一年・高崎市吉井町池)



位	4	太	2	宣	6	成	4	良	4	弁	5
石	1	政	5	左	1	多	2	郡	4	官	4
上	1	官	4	中	1	胡		并		苻	
尊	6	二	1	弁	5	郡	4	三	1	上	1
右	1	品	3	正	1	和	3	郡	4	野	2
太	2	穗	中	五	1	銅	5	内	2	國	
臣	4	積	3	位	4	四	1	三	1	片	6
正	1	親	2	下	1	年	1	百	1	罌	
二	1	王	1	多	2	三	1	戸	2	郡	4
位	4	左	1	治	4	月	1	郡	4	緑	3
藤	中	太	2	比	5	九	1	成	4	野	2
原	2	臣	4	真	3	日	1	給	4	郡	4
尊	6	正	1	人	1	甲	中	羊	3	甘	中
		二	1			寅					

多胡碑は、第一・第二行は一三字ずつで第三行が一四字。第四行で再び一三字となり、第五行は一四字、第六行は一三字の全八〇字からなる。文字も大きく、岡の異体字の「疋」以外は誰もが採字できる。

「罨」は、高句麗の好太王碑（四一四年）・乙卯年銘青銅製壺杆（四一五年）に早くも見られ、法隆寺金堂の観音菩薩造像記銅板（六九四年）に継承されている。

「苻」は「符」の異体字と考えられ、「穂積」も、禾偏ではなく、示偏に見える。興味深いのは「正」の字で、第四行は他の文字同様楷書体だが、第五・六行は草書体と見られる。

「國」と「罨」は一応除外して、一・二年生該当漢字三五字（二六字種）、三・四年生該当漢字二四字（一七字種）、五・六年生該当漢字九字（七字種）、中学生該当漢字四字（四字種）となり、教育漢字外は四字（四字種）だけである。多胡郡の「胡」が教育漢字外というところはあるが、一・二年生で半数弱、小学校卒業段階で八五％（字種で八三％）の文字が拾える。説明を付して「國」と「罨」を加えれば九割近くになるので、中学生ならばほぼ全ての文字が採字できる。

金井沢碑（七二六年・高崎市山名町金井沢）

金井沢碑は、第一行一二字、第二行一三字、第三・第四行一六字、第五・第六行一五字、第七行一二字、第八行二字、第九行一字の計一一二字だが、文字自体が比較的小さいのと磨滅が進んでいるため、一番採字がしにくい。また、現在に伝わっていない国字も含まれている。全く拾えない文字が第二行の第四字、採字はされているが不安定なのが第三行の第七字から第九字、伝わっていない国字は第四行の第一一字と第一六字である。全く拾えない文字は□で、国字は■で示し、不安定な部分は網掛けし、教育漢字外は太枠で囲んだ。

摩滅が激しく採字が困難な字・国字・旧字体・異体字を「読めない」とした最も厳しい条件の下でも、小学校一・二年生該当漢字は五三字で全一一二字のほぼ半数。六年生までの配当漢字は七八字で七割となるから、多胡碑ほどではないにしても、山上碑と同水準である。

		石	1	如	中	次	3	刀	2	那	中	現	5	三	1	上	1
神	2	文	1	是	中	知	2	自	2	刀	2	在	5	家	2	野	2
龜	龜中			知	2	万	2	合	2	自	2	侍	中	子	1	國	国2
三	1			識	5	呂	中	六	1	孫	4	家	2	□		羣	5
年	1			結	4	鍛	中	口	1	物	3	刀	2	為	中	馬	2
丙	中			而		師	5	又	中	部	3	自	2	七	1	郡	4
寅				天	1	儀		知	2	君	3	他	3	世	3	下	1
二	1			地	2	マ	部3	識	5	午	2	田	1	父	2	贊	5
月	1			誓	中	君	3	所	所3	足	1	君	3	母	2	郷	6
廿				願	4	身	3	結	4	次	3	目	1	現	5	高	高2
九	1			仕	3	麻	中	人	1	■		頰		在	5	田	1
日	1			奉	中	呂	中	三	1	刀	2	刀	2	父	2	里	2
						合	2	家	2	自	2	自	2	母	2		
						三	1	毛	2	次	3	又	中				
						口	1	人	1	乙	中	兒	兒4				
										■		加	4				



誰もが読める上野三碑、何と書いてあるのか

次は読みである。同時代史料と突き合わせれば、誰もが読める文言の選択であり語順となつていくことが分かる。思い込みで読むと大きな過ちを犯す可能性もあるので、突き合わせながら読んでいきたい。

日本語の語順で書かれた最古の碑・山上碑
採字された山上碑の碑文を再掲しよう。

辛巳歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自此

新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児

長利僧母為記定文也 放光寺僧

第一行「辛巳歳集月三日記」の「巳」は「巳」の誤りと指摘されるが、中国はじめ東アジア世界の至る所で己・巳の混用が行われており、山上碑もその枠内と見られる。問題は「集月」で、管見の範囲では月の異名としての「集月」は見当たらない。六月の異名「焦月」かとも疑ったが、下の点は三つで、今のところ手詰まりである。

「辛巳歳集月三日記す」と、読んでおこう。

辛巳歳としては何時がふさわしいか。大宝元年（七〇一）以降は年号が使われ続けているので、七〇一年以前と考えられる。それでも無数にあるが、碑文の中に寺と僧が登場すること、文字の使い方などから六八一年説が有力で、異論はないと言ってよい。

第二行「佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自此」の「野」を「ぬ」と読む説があったが、橋本進吉博士らの研究で「野」の読みは「の甲類」であることが明確になつていっているので「さの」と読むべきだろう。「万葉集」の原表記を尋ねれば「野」の音価の定着は鮮明である。

「三家」は、正倉院に残されている天平宝字二年（七五八）の文書に筑前国早良郡額田郷の人物が自らの氏の名を「三家」「三宅」の二通

りの表記で書いているので「みやけ」で間違いない。「日本書紀」などに屯倉と書かれる王権の直轄地ないし特区的な開発拠点である。

「定賜」は一括りの言葉としてよく使われており、『先代旧事本紀』などは「定賜〇〇国造」と慣用句化しているが、『古事記』『万葉集』にも頻出しており、「さだめたまふ」と読まれている。

しかし「賜ふ」の主語は王権であつて、佐野三家は主語にはなりえない。佐野三家は、王権によって定賜された存在である。そのことを正しく表現するとすれば、「佐野三家を定賜はる」となる。

人名などの「たけ（る）」には武か建が当てられる場合が多いが、『肥前国風土記』は「たけ（る）」に「健」を当てているので「健守命」で「たけもりのみこと」で良いだろう。孫は「まご」だが、後述するように、そのままの読みで良いかは議論の余地がある。「賣」は「め甲類」、「刀」は「と甲類」、「自」は「じ」の音仮名だから、「黒賣刀自」で「くろめとじ」。次の文字は「此」の当時の流行字体で「これ」だが、全体では「佐野三家を定賜はる健守命の孫、黒賣刀自、此を」と読める。「此を」と読む理由については、後述したい。

第三行の「新」の訓読みは「にひ・にふ」で、「あら」を表す場合は「荒」が使われる。「新川」で「にひかは」だろう。「臣」は「おみ」、「児」は「こ」と訓読みしてよいだろうが、「臣」が明確な姓かは分からない。「児」で系譜を綴っていく書き方は、埼玉稲荷山古墳鉄剣銘や法隆寺献納宝物の辛亥年銘観音菩薩像台座銘（六五一年）など比較的古い金石文に多く、また聖徳太子の伝記である『上宮聖徳法王帝説』に集中して見られる。『古事記』『日本書紀』では「子」である。

「斯多々弥足尼」は「しただみのすくね」と読まれており、「しただみ」は小型の巻貝で、『古事記』『日本書紀』『万葉集』にも出ている。「足尼」は「すくね」と読まれ「宿禰」の比較的古層の表記である。

「大児臣」は「おほごのおみ」が良いだろうが、問題は「娶生児」である。「娶生児」の用例は『上宮聖徳法王帝説』に集中して見られ、男性が女性を娶り、児を生むという意で使われている。山上碑では、

大児臣が黒賣刀自を「娶し生む児」と読むのがふさわしい。
 「新川臣の児、斯多々弥足尼の孫、大児臣（が）娶し生む児」である。

第四行冒頭の「長利僧」は第三行の「児」と同格の存在である。

「僧」は梵語 *saṃgha* の漢音訳で、意識が「法師」だから、「そう」と読むべきか「ほふし」と読むべきかは悩ましい。『日本書紀』に〇〇僧という用例がないことは判断をさらに難しくしているが、孝徳天皇の巻で同一の僧侶を「僧旻」「旻法師」と書いていることを参考とすれば、「ほふし」の方がよさそうである。「長利」を「ながとし」と読むか「ちようり」と読むかはなお悩ましく、ルビ振りを留保したい。

「母為記定文也」は明らかに日本語の語順によっているが、建碑の主体が長利僧で、対象が母・黒賣刀自であることが鮮明に伝わる。

建碑の対象が黒賣刀自だからこそ、第二行の最後に黒賣刀自と同格の「此」を重ねて「此を」と読み、「此を」大児臣が「娶した」と書いたのである。同様に、主語が長利僧だからこそ、第三行の最後に「娶し生む児」と書いて、その児と同格の長利僧を第四行の頭に持つてきたのである。行替えを活用した見事なまでの作文である。

この構造の把握が曖昧では、一つ一つの文言が読めても、山上碑を「読んでことにはならない。「野Ⅱの」「定賜はる」の読みと共に、「此を」「娶し生む児」と読む共通理解を早急に図りたい。

「放光寺」は地名十寺とは見られないので、音読でよいだろう。

「長利僧、母の為に記定文也、放光寺の僧」となる。

若干の説明を付して全体を通読すれば、次のようになる。

辛巳（二巳）歳（六八一年）集月三日記す。

佐野三家（管理者）を定賜はる健守命の孫、黒賣刀自、此を、
 新川臣の児、斯多々弥足尼の孫、大児臣（が）娶し生む児、
 長利僧、母の為に記定文也、放光寺の僧

現代語訳など不要であろう。このままで明瞭に内容が把握できる。
 テニヲハ表現のための万葉仮名は未だ挿入されていないが、漢字・

漢文を換骨奪胎して、文法も音価も異なる日本語を、言葉の並びのままに書き表すことに成功している。明らかに日本語での表記である。

世界記憶遺産登録申請書にも記されているように、山上碑は完全な形で現存する日本最古の石碑である。つまり完全な形で現存する日本最古の日本語表記の碑である。碑に表すということは、高らかに宣言することであり、読み継がれることを前提とする。山上碑が建てられた当時、この地には長利僧と同水準で日本語を読み書きできる人があまたいたということである。

日本語を書き表す営みの流れについては別に論じたことがあるが、七世紀の半ばから様々な素材に日本語らしい表現が見えて来る。そして山上碑の六八一年前後に爆発的に増える。山上碑はそれらを代表する生き証人である。

放光寺を当代上毛野国最大の寺・山王廃寺（前橋市総社町）とみなす説が有力である。長利僧は当代最高の知識層に連なったことになる。山上碑は、そこまで自分を育ててくれた亡き母への感謝の碑である。墓碑か供養碑かという議論もあるが、感謝の碑であることも、もっと強調されて良いことのように思われる。

碑文には母方だけでなく父方の系譜も書かれている。双方の系譜を整理すると左の通りとなるが、不思議なことに、双方ともに長利僧の祖父母が書かれていない。

健守命——黒賣刀自

——長利僧

新川臣——斯多々弥足尼——大児臣

そこで、この「孫」はいわゆる孫ではなく、子孫を意味すると考えられている。その通りだが、子孫を意味する孫を『古事記』は「ひこ」、「日本書紀」は「みまご」と読んでいて、どう読むかは決しがたい。

地域の側から郡の新設を描いた多胡碑

多胡碑の採字は比較的明確で揺れが少ない。再掲しよう。

弁官符上野國片罡郡緑野郡甘
良郡并三郡内三百戸郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穂積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊

傍線を付した部分が『続日本紀』の和銅四年(七一)三月辛亥条の記載「割^ニ上野ノ國甘良郡ノ織裳・韓級・矢田・大家^ヲ、緑野郡ノ武美、片岡郡ノ山等六郷^ヲ、別^ニ置^ク多胡郡^ニ」(読み・送り点は国史大系本による)と符合していることから、多胡郡設置を記す碑と見られている。異論はないが、表現がかなり違っている。

『続日本紀』は、多胡郡設置を命ずる太政官符に基づくと考えられる。符の書式から内容を復元して、多胡碑の表現との違いを整理してみよう。そこから、多胡碑の特徴があまり出される。

発給された太政官符を復元すれば、次のようになると推定される。

〔郷〕の表記は、和銅四年当時の地方制度に従い「里」に戻した

太政官符ニス上野國ノ司ニ

割^ニ上野ノ國甘良郡ノ織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡ノ武美、

片岡郡ノ山等六里^ヲ、別^ニ置^ク多胡郡^ヲ

符到^ラ奉^行セヨ

左中弁正五位下多治比真人某 史位姓名(不明)

和銅四年三月六日辛亥 使人位姓名(不明)

鈴剋(不明)

碑文と太政官符との違いは次のように整理される。

	碑文	符
書出	弁官符上野國	太政官符上野國司
事実書	①片罡郡緑野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成 ②片岡・緑野・甘良の順	①割甘良郡織裳・片岡郡山等六里、別置多胡郡 ②甘棠・緑野・片岡の順
発給	日付・位署の順	位署・日付の順
日付	九日甲寅	辛亥(六日)
議政官位姓	あり(太政官…)	なし
給羊	あり(給羊成多胡郡)	なし
宣	あり(宣左中弁…)	なし

かなり大きな違いである。要約とか省略という問題ではない。違いの原因が推測できるところから検討していこう。

【日付の違い】 符の発給日が六日辛亥、到着日が九日甲寅という解釈もあるが、法令・制度では発給日重視である。『続日本紀』を見ると、六日辛亥に二つの記事が載せられており、多胡郡設置は後半部なので、編纂過程で甲寅が脱落して前の記事と一つにされた可能性が高い。このことは多胡碑の真正性を証明する要素にも挙げられうる。

【三百戸という記載】 紙幅の関係で詳細は省略するが、地方制度は国・評・五十戸で始まり、五十戸と書いて「さと」と読まれてきた。五十戸が里へと変わるの六八三年頃と見られている。六×五十戸＝三百戸だから、三百戸と六里が同一の実体を表すことも確かである。六里と三百戸では文字数もほとんど違わず文意が変わるわけではない。多胡碑はより古い表記を採用したと見られるが、その理由は何か。戸あるいは里が自然の家族や地域単位でないことを考えると、多胡碑がより古い表現を採用しているのは、地域の実情を正確に反映させようとしたためではないか。多胡郡設置命令に伴って三郡内の三百戸が里へと編成され、里の名を確定された可能性も推測される。

【符と碑の最大の違い】 符と碑の最大の違いは事実書の中核をなす「割上野國甘良郡織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡武美、片岡郡山等六里、別置多胡郡」(符)と「上野國片罡郡、緑野郡、甘良郡、并三郡内三百戸郡成」(碑)の違いである。碑の「并(あは)せて…郡を成す」と符の「割きて…郡を置く」では視線が完全に逆である。

『続日本紀』の国・郡設置は「割(または分)国(郡)…(始または別)置(または建)国(郡)」が定型である。多胡碑碑文の「并…郡成」という表現、その地に暮らしている人々が自らの地域を并(併)せて郡を成したという表現は特異である。

この、地域からの視線、主体的な表現こそ多胡碑文の核心である。【郡の記載順序】 符が甘良・緑野・片岡の順に郷名を記すのに対し、碑は片罡・緑野・甘良の順である。二世紀ほど後の成立の『和名類聚抄』では片岡・甘楽・多胡・緑野である。『和名類聚抄』は多胡郡に割かれなかった片岡郡内に多胡郷があるとも記している。小さなことも知れないが、多胡郡成立事情として検討したい課題である。

多胡碑自身の視線で見直すと、他の文言はどう見えてくるだろうか。【碑だけに見える事柄①】 羊は人か動物か、なぜ多胡郡か。

最初に目につくのは「并三郡内三百戸郡成」に続く「給羊成多胡郡」である。「多胡郡」の名は『続日本紀』に明記されているが「羊」という文言は『続日本紀』に見られない。符にもなかった可能性が高い。「并三郡内三百戸郡成」で一つの文脈が終わっているだけに、「給羊」をどう読み「成多胡郡」にどう繋ぐかは碑文解釈の鍵とも言える。

漢語の「給」は二重の目的語を取る授与動詞だが、英語の give と違って、直接目的語、間接目的語の位置が定まっていない。文脈で読む。羊が間接目的語なら人名、直接目的語なら動物となる。つまり、「羊に給う」なら人名、「羊を給う」なら動物である。

そこで直接目的語をA、間接目的語をBとして、『日本書紀』『続日本紀』『古事記』『万葉集』で「給」の用例を検索してみた。

結果、『古事記』一六例のうち七割が給A例、『日本書紀』四七例のうち、熟語・律令用語の供給・賑給・給復一九例を除く二八例の七割以上が給A例である。『続日本紀』は例が多いので和銅四年を挟む巻四・五のみを見たが、二二例中給B例は一つもなかった。『万葉集』は八首の中に一例ずつあり給A例三、補助動詞「たまふ」五例である。用例から見ると、給A(直接目的語)つまり動物説が有利である。また、羊が日本において利用された可能性を示唆する史料がある。『日本書紀』推古天皇七年(五九四)条で、「百濟、駱駝一匹、驢一匹、羊二頭、白雉一隻を貢ぐ」(原漢文)と記している。繁殖したかは不明だが、羊がもたらされたことは確かである。

注目されるのは『延喜式』の記載で、上野国の隣国・下野国から毎年「氈(かも)十枚」を朝廷に献上すると書いている(巻十五 内蔵寮・諸国年料供進条、卷二十三 民部下・下野国条)。「氈」とは、羊毛などに熱や圧力を加えて作る板状の毛織の敷物のこと。献上は下野国だけの特産品である。正倉院に多数の毛氈が残されているが、全てが海外からの将来自品とは限らない。下野国内で作られた毛氈が含まれている可能性が高い。隣国・下野国だけに気にかかる。下野国には氈の名を伝える「三羴(山)」の地名もあり、奈良・平安まで確実に遡れる。

「かも」はやまとことばだろうが、氈は中国の北・西部の遊牧民の間で作られていたものである。その人々は胡人と呼ばれていた。「給羊成多胡郡」とあるように、「給羊」と「成多胡郡」は一連の文言である。「給羊」が「成多胡郡」の理由と考えられないだろうか。

多胡郡は新羅系を中心とする多数の渡来系の人々がいた最先端産業地帯であった。甘良郡も韓郡だが、単に渡来の人々、とくに新羅系の人々のための新郡設置であれば新羅郡で充分である。現に靈龜二年(七一六)高句麗系の人々のために武蔵国に置かれた郡は高麗郡と名づけられ、天平宝字二年(七五八)新羅系の人々のために同じく武蔵国に置かれた郡は新羅郡とされた。わざわざ多胡郡と命名した背景に、遙か西方の最先端技術である牧羊・氈製作を想像したい。

通説である羊人名説の核心である「羊子三」ヘラ描き瓦の、「羊」と読まれて来た文字を「辛」つまり辛科(韓級)郷の表記と見る説が有力になり、続く「子」は天平神護二年(七六六)に吉井連を賜姓された「新羅人子午足」に連なる氏名と見られていることを踏まえて、あえて異を唱えてみた。

【碑だけに見える事柄② 宣と議政官位姓】

碑には、なぜか太政官符の書式には認められない「宣」という文言と議政官(政策の最終決定者である(知)太政官(事)・左大臣・右大臣)名が見える。「宣」は天皇の命令ないし伝達に使われる文言である。郡設置は国家の大事だけに、符に署名し命令を伝えた左中弁の存在が「宣るは左中弁」と記されたのであろうが、碑文の構成に関わることで、議政官名の列記と合わせて後段で少し検討を加えたい。

【弁官符をどう読むか】

冒頭の「弁官符」をどう読むかは多くの研究者を悩ませてきた。四つの可能性がある。

- ① 太政官符の別称・異称と見る
- ② 弁官から(発給された)符と読む
- ③ 弁官を主語として「弁官符す」と読む
- ④ 弁を動詞として「官符を弁」と読む

どの可能性が高いかを探る最初は「弁」の用例であろう。

『古事記』は序文に「乾符(帝位を示す璽)の文言があるだけで、本文には「符」という文字は一字もない。『万葉集』には「符」という文字自体が使われていない。『日本書紀』は一四例あるが、乾符と同義の璽符四例、「ふ」の音仮名七例、符合一例で、命令と見られる例も二例あるが言葉の中の登場で、符という形式は大宝令まで存在しなかったと見られる。動詞としての使われ方もない。

『続日本紀』は四四例で、祥符の類が四例、瑞光を記す符瑞書の類が八例で、残り三三例が命令だが、官符一例、太政官符二例で、弁官符という用例はなく、動詞としての使用例もない。

以上から①太政官符の別称・異称、③「弁官符す」の可能性は低い。そこで次に弁(辨)の用例を見ると、『日本書紀』には二一例あり、大弁官という用例が二例と僧の名の一部が六例の他は、熟語を含めて動詞としての用例と見られる。『古事記』一五例、『万葉集』三首は、全て「ベ甲類」の音仮名である。

一方『続日本紀』は三二六例もあり、僧の名の一部を除けば、大弁・中弁など全て弁官に関わる使われ方である。動詞としての用例はない。つまり弁(辨)は、『日本書紀』は動詞として使い、『続日本紀』は弁官に関わる文言として使うという対照的な使われ方となっている。

したがって④「官符を弁」が第一候補、②弁官からの符が第二候補となる。動詞として読むとすれば、『日本書紀』推古天皇十二年(六〇四)条に載せられた憲法十七条最後の条の「わかまふ」が、落ち着きが良い。事を独断してはならないとする条で「十七曰、それ事をば独断べからず。必ず衆と論ふべし。少事は軽し。必ずしも衆とすべからず。唯大事を論ふに逮ては、若し失有んことを疑ふ。故、衆と相辨(弁)は辞すなわち理を得。」とある。皆でよく議論し理解しあつた上で事に臨めという条である。

「官符を弁(わかま)ふ」と読めば、「官符をよく理解して」という意味になる。

説明を加え碑面通りの構成に従って読みを記せば次のようになる。
 弁(官符)ヲ(官符を理解して)、上野國の片足郡、緑野郡、甘良郡、并せて三郡の内、三百戸を郡と成す。給(り)羊、成(レ)ス多胡郡。和銅四年(七一)三月九日甲寅なり。
 宣(る)は左中弁正五位下多治比真人。

(知)太政官(事)は二品穂積親王、左太(大)臣は正二位石上尊、右太(大)臣は正二位藤原尊。

「給羊成多胡郡」は漢文構文だが、山上碑の「賜」同様、「給」も王権ないし国家が主語と見られ、多胡郡を成り立たせた人々は主語とはなりえない。そこで「給ふ」ではなく「給る」と読むべきだろう。

山上碑同様、現代語訳など不要だろうが、構文的には前半三行と後半三行とに分かれることに気づく。前半三行は符に基づいて多胡郡を成立させた地域の人々の行動の記録であり、後半三行は多胡郡新設を命じた国家意思あるいは多胡郡成立の背景説明と考えられる。

三行ずつと見ると、それぞれが四〇字ずつであることや、符の書式とは異なって、符発給日と見られる年月日が符発給責任者の署名の前にあることも理解しやすい。日付は多胡郡の成立にとつて不可欠の事柄だが、重要人物であつても左中弁の存在は多胡郡成立にとつて不可欠の事柄ではない。むしろ、国家意思の決定者、体现者である議政官とともに多胡郡設置の背景説明に属すと考えてよいだろう。

穂積親王（七一五）は天武天皇の第五皇子。石上尊とは石上朝臣麻呂（六四〇〜七一七）のことで、古来の大豪族・物部連一族の氏上。藤原尊とは藤原朝臣不比等（六五九〜七二〇）のことで日本古代国家と藤原氏の礎を築いた巨人中の巨人である。

「尊」の表現は、遅くとも養老四年（七二〇）の『日本書紀』以降、天皇と至貴の神々にしか許されなくなる。しかし多胡郡設置時点では、多胡郡の人々から見れば雲の上の人々に対して使うことが公的に許されていたのであろう。このことも多胡碑の真正性の証と言える。

左中弁多治比真人は、多治比真人氏の官職・位階の動きから、三宅麻呂と特定できる。三宅麻呂は律令国家が確立される過程で実に重要な役割を担いながら、最後は伊豆島に流刑となるという波乱万丈、数奇な運命をたどった人物である。三宅島の名は彼に基づくと伝わる。

多胡碑との関係で見れば、三点、特に重要な点がある。

第一。左弁官の任にある期間が非常に長い。官人としての登場から流刑となるまでの一九年間のうち八年以上を左中弁・左大弁として過ごしている。全ての役所の上に立つ太政官の事務局を完全に任されていたと言える。しかも左大弁巨勢朝臣麻呂が陸奥鎮東將軍として蝦夷戦の最前線にいた和銅二年から六年にかけては、左中弁の地位で左大弁の役割を担っている。この間に多胡郡が設置されている。

第二。最初の任命である大宝三年（七〇三）の東山道派遣以来、多胡郡・上野国を含む東山道の事情に精通し、その状況を律令国家の確立に生かしていった可能性が高い。和銅発見・献上による改元、和同開珮の鑄造・発行、奈良遷都に続く多胡郡設置は、議政官の命のもと、彼によって周到に計画されていたと見てよいのではないか。

その証拠が第三で、和銅発見を受けての和同開珮鑄造のための催鑄銭司の長官となるなど、国家の大事や特別な儀礼に関わる物の開発・管理を統轄したと見られる。このことは、最先端産業地帯としての多胡郡の性格とも符合する。

こうしたことが、三宅麻呂を多胡碑に登場させた根本的な理由ではないだろうか。そして三宅麻呂の流刑が養老六年（七二二）であることは、多胡碑の設置が遅くともそれ以前であることを示している。

知識―思想と活動の方向示した金井沢碑

金井沢碑は、次のように採字された。

上野國羣馬郡下贊郷高田里

三家子□為七世父母現在父母

現在侍家刀自他田君目頼刀自又兒加

那刀自孫物部君午足次瓢刀自次乙瓢

刀自合六足又所結知識人三家毛人

次知万呂鍛師儀マ君身麻呂合三口

如是知識結而天地誓願仕奉

石文

神龜三年丙寅二月廿九日

第一行の「上野國羣馬郡下贊郷高田里」の「羣」は群の異体字だが、『康熙字典』は羣が正字で群は俗字としている。群馬県の紋章もこの形である。問題は読みで、七世紀末の藤原宮出土木簡に「上毛野國車評」とあり、一〇世紀前半の『和名類聚抄』が群馬を「久留末」と読んでいたので、間の金井沢碑の「羣馬」も「くるま」がふさわしい。

「下賛」は「しもさの」と読めるが、『和名類聚抄』の群馬郡の郷名に「下賛郷」は見られず、地域特定には至らない。

注目されるのは國・郡・郷・里の表記である。『続日本紀』には記されていないが、『出雲国風土記』などから國・郡・郷・里の制度は靈龜元年（七一五）から七四〇年頃までの制度であったことが知られている。金井沢碑は神龜三年（七二六）だから、自ら真正性を証している。

第二行の「三家」は佐野三家に繋がる氏族名と見られるが、四文字目は全く読めず、碑を刻んだ中心人物の名は分からない。

「為七世父母現在父母」の部分は漢文構文なので、「七世父母現在父母」は音読みでもよいだろうが、全体が訓読み基調と見られるので、第一・第二行は続けて「上野國羣馬郡下賛郷高田里の三家子□、ななつちのちちははは為七世父母・現在父母」と読んでおきたい。

第三行から第五行第五字までは一連の文である。

「現在侍」は、『日本書紀』の古訓や『続日本紀』収録の宣命などを踏まえれば「いまありはべる」と読める。「家刀自」は、「いへとじ」の可能性もあるが、山上碑の読みを敷衍して「やかとじ」と読みたい。家を取り仕切る主婦の意と見られる。他田君はほとんど読めない状態にあるが、「現在侍家刀自」と同格になる。山上碑でも同格の表現が採られていたことを考えると、同格表現の採用は、漢字・漢文を換骨奪胎して日本語表現を生み出す過程での一つの工夫だろうか。

目類は『日本書紀』に類例があつて「めづら」。加那は「かな」。午足は「うまたり」。駄は馬偏に爪の国字で「ひづめ」と読めるが、現在に伝わっていない。蹄よりもふさわしいと思うが、残念である。

間を繋ぐ「又」は「また」、「次」は「つぎ」の読みが良さそうである。子供は父の氏姓を継ぎ、結婚しても氏姓は変わらないから、物部君午足の「次」の駄刀自らの氏姓も物部君だが、それは省略されている。「口」は人口と言う通りで、六口で「むたり」と読める。

したがって、第三行冒頭から第五行第五字までは、「現在侍家刀自の他田君目類刀自、又、兒の加那刀自、孫の物部君午足、次の（物部君）」

駄刀自、次の（物部君）乙駄刀自と合六口」と読める。

目類刀自から乙駄刀自までは五人しかいないので、第二行冒頭に現れる主役、三家子□と合わせて六人となる。馬の蹄を孫の名前に付けるとは思われるかもしれないが、当時、馬は産業面でも軍事面でも威信財としても最高の価値の一つである。スーパーカーや超高級ブランド名を付けるようなものである。

第五行第六字から第六行にかけては一連の文である。

「知識所結」と出て来る。「知識」は金井沢碑の要点だが「所結」をどう読んだらよいか。「結ぶところ」と読み、すでに結んでいると解釈する見方もあるが、「所十動詞」は、どう読んだら良いか。『万葉集』と『続日本紀』が参考となる。

『万葉集』の「所」用例には特色がある。全四二一例のうち、「所見」一二五、「所念」または「所思」一〇二、「所知」三五、「所聞」二五で二八七となり、七割に達する。とくに一つの歌の中で、ある動詞と所十動詞が一緒に使われていて、その違いが鮮明となる歌が指針となる。巻一の〇〇四八番の柿本人麻呂の歌が、その一つである。

東野炎 立所見而 反見為者 月西渡

文字を眺めているだけで光景が浮かび上がってくる歌だが、「所見」は「みえ」と読み、「見」は「み」と読んでいる。「所見」は自ずと見えている、「見」は主体的意識的に見ているという違いが伝わってくる。この読みは賀茂真淵の読みにすぎぬという説もあるので、同じ巻一の

〇〇四四番、慶雲三年（七〇六）の志貴皇子の歌を取り上げてみよう。

芦邊行 鴨之羽我比尔 霜零而 寒暮夕 倭之所念

温度や湿度、日暮れの色調が直接伝わる文字の選択だが、「念」ではなく「所念」とある。「おもふ」ではなく「おもほゆ」と読まれている。意識的能動的に「念ふ」のではなく、受動的自ずと湧いてくる「念ふ」という感じが伝わってくる。先の歌〇〇四八番と同じである。

検証を深めるため、もう一例挙げておこう。大伴家持の歌である。

檢証を深めるため、もう一例挙げておこう。大伴家持の歌である。

檢証を深めるため、もう一例挙げておこう。大伴家持の歌である。

檢証を深めるため、もう一例挙げておこう。大伴家持の歌である。

檢証を深めるため、もう一例挙げておこう。大伴家持の歌である。

「所念」という表現には、ふつふつと湧き上がる切ない思いがひしひしと伝わってくる。

『万葉集』全体では、所見は「みゆ（みる＋ゆ）」、所念・所思は「おもほゆ（おもふ＋ゆ）」、所聞は「きこゆ（きく＋ゆ）」、所知は「しらす」の読みがほとんどである。「所知（しらす）」は尊敬、とくに天皇の統治行為に関わつての用字だが、他は自発・受動・可能の助動詞「ゆ」を表す表現である。万葉の歌人たちは、自発・受動・可能の意図を込めて「所＋動詞」という表現を生み出したのである。

一方、『続日本紀』では「所念」五四例、「所知」三二例、「所思」二〇例、「所見」六例、「所聞」四例の計一六例のうち、八割の九二例が宣命の中である。とくに所念・所聞は全て宣命の中での使用である。読みもほぼ一定で所念・所思は「おもほす」、所聞は「きこす」あるいは「きこしめす」、所見は「みそなはず」、所知は「しらす」あるいは「しらしめす」である。全て天皇が何々をなさるといふ表現である。宣命の中の言葉だから、確かにそうだろう。

当然のことながら、金井沢碑の主体は天皇ではない。『続日本紀』の宣信用例よりも、『万葉集』での用例がふさわしい。したがって「所結」は、「結ぶ」に対する結ぶ＋ゆ、「結ほゆ」と読むのが最も良いだろう。しかし「ゆ」は比較的早く「える」に変わっていくので、読み継ぐことを考えれば「結べる」で良いだろう。ある主体的行動に従属的に結ばれていく様子を表現する文言である。

続く「毛人」は「えみし」と読まれ、小野妹子の息子や造東大寺司長官の佐伯今毛人などが自らの名に用いている。「鍛師」は「かぬち」と読め、令の規定によれば、鍛（師）は「銅鉄雑器の属を造作する」技術者となる（職員令鍛冶司条）。「マ」に見える文字は「部」の省略形として多用された文字である。磯マで「いそべ」と読む。

以上から、第五行第六字から第六行にかけては、「又、知識を所結人、三家毛人、次の知万呂、鍛師磯マ君身麻呂、合三口」と読める。

第七行は採字明瞭で、先の大伴家持の歌を参考にすれば、「如是知識

を結而、天地に誓願仕奉」と読むことができる。「如是」は仏教経典冒頭常套句の「如是我聞」に淵源を持つと思われるが、「かく」を表す文言として早くから定着していた様子が『万葉集』からうかがえる。

誓願を「こひちかふ」と読むのは『日本書紀』の古訓によるが、「誓願」という文言は、法隆寺蔵の戊子年銘釈迦三尊像造像銘（六二八）以来仏教関係にはよく見られるものの、『古事記』『万葉集』には一例もない。『日本書紀』も推古天皇条・天武天皇条の仏教関係記事にしか出てこない。『続日本紀』でも和銅二年二月条の筑紫観世音寺関係の記事のみである。天地は仏教用語ではないと見られるが、如是、誓願の文字を活用することで、仏教色を強めていると考えられる。

第八行の「石文」は「いしふみ」と読むのが順当だが、「いしにする」の可能性もある。第九行の「神龜三年丙寅」は七二六年である。若干の説明を付して行替えも意識すれば、次のように整理される。

上野國羣馬郡下贊郷高田里の

三家子口、為七世父母・現在父母、

現在侍家刀自（家を取り仕切る主婦）の他田君目頼刀自、又、兒の加

那刀自、孫の物部君牛足、次の（物部君） 駟刀自、次の（物部君）乙

駟刀自と合六口、又、（その）知識を所結人、三家毛人、

次の（三家）知万呂、鍛師磯マ君身麻呂、合三口、

如是知識を結而、天地に誓願仕奉

石文

神龜三年 丙寅二月廿九日

頭からほぼ語順のままに読むことができるが、「為七世父母現在父母」「所結」「結而」のように、一部、漢文固有の構文を借用して効果的な表現を生み出している。全体を眺めると、第一行・第二行、第七行・第八行・第九行は行替えの意味が感じられるが、第三行から第六行までは一連の文となっている。碑文全体の構造は次の形と見られる。

第一行 碑文作者の所在地

第二行 碑文作者と碑文作成の対象

第三～第六行 碑文作者に賛同・参加した者とその関係

第七行 碑文作成の目的

第八行 碑文としたことの確認

第九行 碑文作成の年月日

山上碑もそうだが、日本語碑文は行替えに意図と工夫があるように思える。漢文碑が行替えよりも何字×何行という形にこだわるのと対照的である。多胡碑では両者の性格が補充しあっている。

金井沢碑で課題となる文言は「知識」である。「知識結而」「知識所結」とあるから講のような集団と映るが、三つの課題がある。

第一の課題は「知識」とは何か。

『国史大事典』は、知識を「仏像や堂塔などの造立に、金品を寄進して助けること。その事業に協力すること。また、その人や、その金品」と解説している。これだけ読むと、非常に一般的であったと考えがちだが、『日本書紀』『古事記』『万葉集』には用例がない。『続日本紀』も「知識」七例、「智識」七例のみで、しかも用例が偏っている。「智識」七例は全て「智識寺」という特定の寺を指し、「知識」も東大寺大仏造立関係五例（天平十五年十月の造立の詔の中の二例と大仏造立への知識物献上三例）と各地の国分寺への知識物献上二例だけである。初出は天平十五年（七四三）で金井沢碑より十七年も遅い。

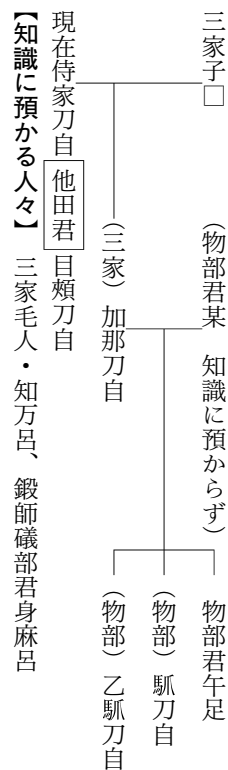
他方、金石文や写経奥書などでは例が多く、早くも六二三年と見られる癸未年銘法隆寺金堂釈迦如来像光背銘に現れるが、当初は講のような集団ではなく、(善)知識の元々の意味である仏教信者を指す。

講とその行動を意味するようになるのは、行基（六六八～七四九）に率いられての土塔（大阪府堺市中区土塔町）建立などが初期の典型例である。「遣諸同知識尔入门 八月卅日」とへら描きされた瓦が見つかっている。土塔建立は神亀四年（七二七）と考えられ、金井沢碑の一年後である。参加者二千人ほどと推定され、規模はかなり違うが、

金井沢碑は講としての知識を刻んだ最初の例の一つと見てよい。

第二の課題は金井沢碑の知識の構造で、左のように整理できる。

【知識を率いる人々】



三家氏嫡系の意識が非常に強い。子は父方の氏姓を継承し結婚後も変わらないから加那刀自の氏姓は三家である。その子は物部君牛足・刀自と書かれるから、彼女は物部君某に嫁いだと考えられるが、物部君某は碑面には登場しない。彼は知識から外されている。三家毛人・知万呂は三家氏の傍流として「知識所結人」とされたのだろう。

他田君 目頼刀自をわざわざ「現在侍家刀自」と書いたのは、彼女が三家氏ではないが、まさに「家刀自」として三家家を取り仕切っているからであろう。「かかあ天下」の原像のような存在である。

奇妙なのは、血縁とは見られない鍛師礪部君身麻呂の参加で、鍛師の役割が、この知識にとって重要な何かであったことを示唆する。

第三の課題は「知識結而」何をしたかである。文面はまるで石の連判状だが、何をしたかが文面からでは読めない。祖先供養は確かだが、それだけで「知識結而」とする必要があったのか。「知識」の語で仏教信者を強調したとしても「合六口知識」の表現で十分ではないか。

そう問いかける理由が幾つかある。

一つは、『日本霊異記』全一六話のうち七話に知識の語が出てくるが、全て僧侶や国司に率いられて造寺・造塔・造仏、写経・納経などの行動を起こしている。三家子□らはどんな行動を起こしたのか。

二つ目は、知識を率いた行基を評して、『統日本紀』が「親ら弟子等を率ゐて、諸の要害の処に橋を造り陂を築く。聞見ることの及ぶ所、咸来りて功を加へ、不日にして成る。…時の人号けて行基菩薩と曰ふ。留止る処には皆道場を建つ。その畿内には凡そ卅九処、諸道にも亦往々に在り」（天平勝宝元年二月条）と書いてあることである。

行基の活動は、僧侶たちだけの狭義の仏教的営みから、多くの人々の参加を得ての社会的活動へと展開している。そうした活動を「福田（ふくでん）」と言うと、『仏説諸徳福田経』などは記す。造寺などの仏教事業だけでなく、架橋・渡船、医薬治療、井戸掘り・便所の設置、植樹や園池の造成などが挙げられている。行基の活動そのものである。知識を率い福田を具現する指導者が「菩薩」と呼ばれていたことも分かる。「菩薩」の用例が仏・菩薩とその像、戒の名称に集中する中で、『統日本紀』は、僧侶としては行基ただ一人を菩薩の語で評している。しかも「時の人号けて」とあるから、人々の評価である。天皇や国家による称号ではない。また、その活動を見ると、志を支える多様な技術力、優れた経営力があつたことが推測される。

金井沢碑建立の半世紀の後、東国にも菩薩と呼ばれる人々が現れる。その名も緑野寺を拠点とした道忠と、道忠の弟子で下野国大慈寺を拠点とした広智である。二人とも生没年が不詳だが、最澄・円澄・円仁という天台宗創立者たちの伝記から活動が知られる。円澄は道忠から最澄に預けられて第二代天台座主となり、広智の弟子・円仁は第三代天台座主となり慈覚大師の号を与えられている。

道忠の名は、最澄が延暦十六年（七九九）比叡山上に一切経五千巻を備えようとした時に現れる。「東国化主道忠禪師といふ者あり。是は此れ大唐鑑真和上持戒第一の弟子なり。伝法利生、常に自ら事と為す。遠志に知識し大小経律論二千余巻を助写す」とある（『叡山大師伝』）。授戒制度確立のため、度重なる遭難を乗り越えて来日した戒律の師・鑑真第一の弟子、法を伝え衆生に利益をもたらすことを専らとしたという評価は行基にも繋がる。弟子・円澄の伝記の中で「十八で道

忠菩薩に事へる。（道）忠は鑑真の神足なり。…忠、（円澄の）懇誠を慇懃で菩薩戒を授け、名を法鏡行者とす」（『元亨釈書』）と記される。道忠も菩薩と呼ばれ、地域の人々を支えていたことが知られる。

『叡山大師伝』は、続いて「是時、信濃国大山寺の正智禪師あり。上野国千部知識の列に預かり二百部法華経を助写す。…諏訪大神、託宣して云はく、我、千部知識に預からんと欲す」と、諏訪大神までが知識に参加することを求めたと記しているが、「知識」の表現は、この箇所だけに集中して現れている。偶然ではないだろう。

広智もまた、円仁の卒伝に「国人、広智菩薩と号す」（『三代実録』貞観六年正月十四日条）とある。

金井沢碑には明示されなかったが、上野・東国の知識は道忠・広智・円澄・円仁を生み出し、日本仏教の基礎を作り上げたのである。

上野三碑の世界的な重要性

上野三碑それぞれの碑文を、同時代史料と突き合わせて読んできた。歴史の流れや考古学的知見と突き合わせることで、上野三碑が刻む内容はさらなる深みを見せてくれるだろう。採字、釈読、解明という段階で言えば、まだ第二段階に過ぎない。今後の解明が期待されるが、その展望も踏まえて、上野三碑世界記憶遺産登録推進協議会（横島庄治会長）は、上野三碑の世界的な重要性として五点を強調している。

- ① ユーラシア東端の地への渡来文化（漢字、仏教、政治・社会制度）の伝播と受容
- ② 渡来文化の日本の変容と普及
- ③ 多民族共生社会の証
- ④ 現代につながる東アジアとの文化交流
- ⑤ 地域が守ってきた歴史遺産

来年度授業においては、この五点に足場を置き、その内実を、東アジアに連なる日本史全体の中で位置づけ直すことに力を注ぎたい。